

令和元年度第 10 回庁議議案 審議・**報告**・その他

提出日：令和元年 8 月 20 日

担当部・課：産業部水産課

水産物地方卸売市場管理事務所

〔外線 96-1021〕

① 件名					
石巻市水産物地方卸売市場石巻売場及び牡鹿売場の使用料等の見直しについて					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
【背景】 令和元年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に改定されるとともに、軽減税率が導入されるため、石巻市水産物地方卸売市場石巻売場及び牡鹿売場（以下「卸売場」という。）の使用料等の見直しが必要となっている。					
【目的】 消費税改定後の適正な原価に基づき卸売場使用料等を算出し、受益者負担の適正化を図る。					
③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
【根拠法令】 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）					
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕又は〔個別計画との整合性〕】					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和元年 5 月～8 月 卸売人（石巻売場：石巻魚市場(株)、牡鹿売場：牡鹿漁業協同組合）への説明					
⑤ 主な内容					
卸売場使用料及び委託手数料における適正な料金設定を実施し、改定する。					
卸売場使用料（卸売人⇒市）：卸売金額については、軽減税率が適用されるため 8%、卸売場使用料は 10% となり税率の違いが生じることとなり、卸売場使用料の算出に当たっては、軽減税率導入後も実際の収入が減額とならないように改正するもの。					
委託手数料（漁業者⇒卸売人）：10% となり、卸売場使用料と同様に税率の違いが生じることとなり、委託手数料の算出方法に当たっては、軽減税率導入後も実際の収入が減額とならないように改正するもの。					
市場条例第 7 条（卸売市場に係る使用料等）					
改正後			現行		
区分		使用料	区分	使用料	
卸売場 使用料	石巻売場	卸売金額（消費税及び地方消費税額を除く。）の 1,000 分の 5 に 1.1 を乗じた額	卸売場 使用料	石巻売場	卸売金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の 1,000 分の 5
	牡鹿売場	同上		牡鹿売場	同上

市場条例規則第33条（委託手数料）

改正後	現行
卸売業者が委託者から収受する委託手数料の額は、卸売金額（消費税及び地方消費税額を除く。）の1,000分の50以内に1.1を乗じた金額とする。	卸売業者が委託者から収受する委託手数料の額は、卸売金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の1,000分の50以内とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

使用料の見直しを行うことにより受益者負担の適正化が図られる。

○卸売場使用料（卸売人⇒市）影響額 ※平成30年度実績による算出

石巻売場（現行） $17,059,000,000 \text{円} \times 1.08 \times 5/1,000 = 92,118,600 \text{円}$ （A）
 （改正後） $17,059,000,000 \text{円} \times 5/1,000 \times 1.10 = 93,824,500 \text{円}$ （B）

◎影響額（B－A） **1,705,900円**

牡鹿売場（現行） $101,000,000 \text{円} \times 1.08 \times 5/1,000 = 545,400 \text{円}$ （C）
 （改正後） $101,000,000 \text{円} \times 5/1,000 \times 1.10 = 555,500 \text{円}$ （D）

◎影響額（D－C） **10,100円**

○委託手数料（漁業者⇒卸売人）影響額 ※平成30年度実績による算出

石巻売場（現行） $17,059,000,000 \text{円} \times 1.08 \times 30/1,000 = 552,711,600 \text{円}$ （E）
 （改正後） $17,059,000,000 \text{円} \times 30/1,000 \times 1.10 = 562,947,000 \text{円}$ （F）

◎影響額（F－E） **10,235,400円**

牡鹿売場（現行） $101,000,000 \text{円} \times 1.08 \times 50/1,000 = 5,454,000 \text{円}$ （G）
 （改正後） $101,000,000 \text{円} \times 50/1,000 \times 1.10 = 5,555,000 \text{円}$ （H）

◎影響額（H－G） **101,000円**

※石巻売場の委託手数料率は30/1,000

⑦ 他の自治体の施策との比較検討

県内の特三漁港の状況については、当市と同様に、軽減税率導入後は外税計算による10%で計算

- ・塩竈市：6月定例会で条例改正案が可決
- ・気仙沼市：9月定例会で条例改正案を上程

※改正内容については、当市と同様の外税計算による算定に改正

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正について提案
 （施行予定年月日：令和元年10月1日）

⑨ その他